

M・ブロンデルにおける具体的論理の問題

増永, 洋三

<https://doi.org/10.15017/2328562>

出版情報 : 哲學年報. 45, pp.59-84, 1986-02-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

M・ブロンデルにおける具体的論理の問題

増 永 洋 三

〔序〕

「存在における認識と行為の絆」と題された、ブロンデルの『行為』(1886)の最後の章は、ソルボンヌに提出された学位請求論文 (a these) の内には含まれておらず、『行為』の刊行に際して付加された一章である。この付加された章については、何故最初に省かれ、後に付加されたかの事情、及び、その内容をめぐって、これまで様々に論議がなされて来た。或る者はその論述の晦渋さを指摘し、或る者は『行為』のそれに先立つ全ての章におけるブロンデルの論述との不整合について批判した。H・ブーイヤールは、『行為』の未刊の諸草稿の吟味検討に基づいて、この付加された最後の章は、『行為』作成の後に初めて書き加えられたものではなく、『行為』を作成する過程で構想され、『行為』の未刊の幾つかの草案の内に既に含まれていること、従ってそれは『行為』における論述の展開の必然的帰結として、行為論を締め括るために不可欠のものであるとブロンデルによって考えられていたことを明らかにした。⁽¹⁾

この『行為』の最後の章は、行為を媒介とする思惟と存在の関連をめぐる根本の問題を含んでおり、ブロンデル思想全体の理解にとって極めて重要な意義を有するが、この論攷では、この章において主張されていることが、我々が

以下に考察しようとする「ブロンデルにおける具体的論理の問題」にどのように深く関わるかを明らかにするために、右の章で主題的に考察されている「思惟—存在—行為」の連関の問題、ならびに現象の「客観的現存」(l'existence objective)の問題については、稿を改めて論究した。

この付加された章は、行為の現象論的考察から存在論的考察への転換を示していると考えられるが、そのことは、この章に続く『行為』の「結論」(467—492)において示唆的に述べられていることも密接に関連する。ブロンデルは「結論」において、それまでの論述をまとめて、「実践の学を形成すること、…それは、欲せられた作用の内に、意志的作用の始元にある全てものを統合する手段を示すことである。…問題であるのは、行為の普遍的決定論を包摂し、その連続的展開を辿ることの出来る全体的な学 (une science totale) 〔の確立〕である。思惟から実践へ、そして実践から思惟へ、円環は学において閉じられるべきである。何故ならば、それは生においては閉じられているのであるから」(469)と述べ、¹⁾「かくて、行為の論理が存在すること、そして、意志の諸作用の連結は厳密な決定論に従属していることを示すことは必須であること」(470)を強調した後で、次の注目すべき言明を行っている。

「一方、行為の全ての可能な形式は、事実上、相容れ得る〔両立し得る〕(compatible)。…現実的なものの内には、矛盾し合うものは存在しない。〔そこには〕単に相反するもの (des contraires) のみが存在する。それらの対立的展開を、一つの同一の決定論が連結するのである。

他方、行為の多様な仕方方で両立可能なこれらの形式の下に、「矛盾の原理」が発見されるのである。それが、事実 (le fait) そのものの内に権利 (le droit) を確保し、存在の意味について絶対的に決着をつけるのである。こうして、両立可能性 (compatibilité) と排他性 (exclusion) の〔相互的關係の〕内に、矛盾の法則の深い意味が存するのである。…それが、現象の相対 (le relatif) を廃棄することなく、現象の内に存在の絶対 (l'absolu de l'être) を導き入れるのである」(470)。

この言明が注目されるべきであるのは、ブロンデルがそこで、現象的決定論における諸関係の相反性 (Contrariété) と、その下にある矛盾の原理とが、事実と権利との関係として次元的に区別されながら、「行為〔実践〕」を媒介として深く結びついていることを示唆している点である。そこに、現象の論理から実践の論理への転換と、両者を包括する「一般的論理学」(La logique générale) の確立へのブロンデルの意向が明確にうかがわれるのである。そして、かかる言わば大胆な試みは、伝統的な論理思想に対する批判に基づいて初めて可能となる、とブロンデルは考えるのである。この「一般的論理学」の構想は、一八九四年に『一般的論理学の草案』として公にされ、更に引き続いて『道徳的生の論理の基本原理』(1900)において、より具体的に展開されるのである。しかし、それらの論考の根本の理念を、我々は『行為』の「結論」の以下の如き言明の内に既に明らかに見て取ることができるのである。

「諸観念を分離し、内含 (inclusion) によって、又は完全な排除 (exclusion) によって、「論証を」進める思惟の抽象的な学とは異なって、生の具体的現実には絶えず相反するものを融和する。思弁的観点においては両立し得ず、形式的に矛盾であるものも、事実においては、それらの要素とは区別される新たな総合を構成する如き仕方でも、結び合わされるのである。…人間の行為の全ての研究において、ひとが為すことと、ひとが為さぬこととのかかる連帯性 (solidarité) より以上に重要なものはない。…思惟にとっては矛盾し合う諸々の動機は、行為においては連帯的であり続けるのである。…こうして、形式的観点においては〔矛盾し合うもの間の〕融和は不可能であるのに対して、現実的観点では、不可能なのは矛盾である。…思惟と生との対立するこれらの形式の間の橋渡し (trait d'union) としての役割を果たすことによって、絶えず相反するものの実験的総合 (une synthèse expérimentale) を行いながら、事物の内奥に矛盾の法則を導入するのは、行為である」(472)。ここに、矛盾概念についてのブロンデルの独自の捉え方が示されている。それは、思惟の次元における形式論理的矛盾には還元され得ない、行為の次元におけるいわば具体的な矛盾である。前者が可能性の領域に適用されるべきものであるのに対して、後者は現実性、即ち選択

され遂行された行為の領域の内にその適用を見出すのである。『行為』の「結論」においては、この区別は簡単に次のように言われているにとどまっている。「現象は、それがあがままにのみ把握されれば、常に異質的であり且つ連带的であるのであるから、決して矛盾し合わない。それ故、若し矛盾の法則が過去〔成就された行為〕に適用されるとすれば、それは、…現れの事実の下にある行為が、現象とは別のものを、可能なるものそのものとは別のものを、導き入れたからである」(ibid.)。それでは、行為がもたらすこの別のもの、可能なるものには還元され得ぬ新たなものとは何であろうか。それは「存在の必然的肯定」(l'affirmation nécessaire de l'être)であるとされる。「人間の全ての意識に課せられる二者択一、そのみが実践そのものにおいて矛盾し合うものに我々を直面せしめる二者択一こそが、内的生のデュナミスムを顕現せしめる」のであり、この「内的生の全ての運動は、存在の必然的肯定に帰着するのである」(473)。

このような矛盾の概念をめぐるブロンデルに特有の考察をよりよく理解するためには、ブロンデルが「一般的論理」と称し、具体的には「道德の論理」と称するものに関する前述の二つの論考が詳細に検討されねばならない。そしてそれとの関連において、『行為』の最後の章に含まれる諸問題が、就中、行為に関わる矛盾と存在の問題、及び、それに基づく二種の認識〔ブーイヤールの言う理論的認識と実践的認識、或いはブロンデル自身の言葉で言えば、表象 (représentation) と現前 (présence)〕の区別と連関の問題が、重要な意味をもってくることになるであろう。

〔1〕

ブロンデルは『行為』(1893) 刊行の翌一八九四年に『一般的論理学の草案—一般的規範 (Canonique générale) の試み—』を公にする。この論攷は、以下に示されるように、専ら従来の論理思想に対する批判的考察に終始しており、伝統的思想を批判的に包摂するブロンデル自身の具体的論理の構想は未だ積極的には提示されていない。しか

し、我々はブロンデルの批判的考察を通して、その基礎にあるブロンデルの独自の見解をまぎれもなく窺い知ることが出来るのである。

この論攷におけるブロンデルの意図は、「思惟と行為とを〔共に〕支配する法則が存在するか否か、又、それら〔の〕法則が存在するとすれば、それら」の全てを統一へと導くことが可能であるか否か」を確定することにあつた。そのことよつてブロンデルは、既存の論理学や方法論の部分的で多様な諸形式を統合する「唯一の全体的規範学」への方途を開こうとしたのである。伝統的な形式論理学に対するブロンデルの第一の批判点は、その原理が予め与えられ、若しくは仮定されており、根拠づけられてはいない、という点にある。ブロンデルは厳しく決めつける。それは「多かれ少なかれ偽装された経験主義」(l'empirisme plus ou moins déguisé)にほかならぬ。そこには、「その十全の知解性と十全の実在性とがその内に見出される規則の本質的構成」は全く存在しないのである。それ故、発見すべきであるのは、「思惟と行為の一切の行使に内在する法則」である。ここでブロンデルは、思惟と行為の反省的次元に先立つ自発的活動の次元において働く規則に注意を向ける。ブロンデルは、常に、学的態度の根底にある自然的態度の重要性を尊重するのである。

ところで、部分的論理の特殊な法則と規則に先立って存在し、それらの後になお残存する、いわば含蓄的な法則を取り出す前に、先ず、「如何にして、ひとが反省的思惟と道徳的実践に提示し、若しくは課した諸学が、分析と還元の仕事によつて、統一され、正当化され、根拠づけられる必要があるかを示すこと」が不可欠であるとされる。

ブロンデルによれば、論理学は、現在、多義的性格を有する。それは、「学 (science) であり、且つ術 (art)、つまり純粋な技術 (technique pure) 若しくは経験的方法論である」。この二側面が先ずはっきり区別されねばならない。次に、所謂形式論理の特質が明らかにされねばならない。それは純粋に分析的であると言われる。しかし、ブロ

ンデルによれば、形式論理が分析的であるとされるのは、「人為的取り決め (une convention artificielle) によって」である。分析的である限りの形式論理は、「抽象によってのみ」存在する。何故かと言えば、それが対象とする所与は、「心的働きによって、知的総合によって」、はじめて存在するのであるから。それ故、「精神の本源の営みと、常に不可欠な精神の発意〔主導性〕 (l'initiative de l'esprit) を本質的に表すところのもの」を、形式論理において無視することは、論理を単純化し、それを歪めることにほかならぬであらう。

他方、応用論理学 (la logique appliquée) については、ブロンデルは、それが主に事象の質料的側面の考察に傾いて、その形式性への顧慮が不十分である点を指摘する。勿論、特にカント以来、そして就中ヘーゲルによって、両側面を包含する実在的なものの論理を確立するための様々な試みが為されてきた。けれども、それらの試みは、「具體的弁証法において、本来形式的なるものを質料化〔具体化〕することなく、必然的に質料的なるものを形式化することを要求してきた」と、ブロンデルは、精緻に論ずべき問題をここでは概略的に扱っていることを予め断りながら、論難するのである。ブロンデルが目指そうとするのは、それらの言わば部分的論理の共通の起源を見定め、そこにそれらの妥当性の究極の基礎を求めようとするところにあるのである。⁽⁶⁾

我々は、ブロンデルが抱懐する「一般的論理」の基本理念をよりよく把握するために、以下にブロンデルの批判的考察を更に立ち入って検討せねばならない。批判の重点は形式的分析論理の手續きに置かれている。分析的論理は、判断や推理における概念の結合関係を確定するために、それらの内容的側面を捨象することが不可欠であると考えた。しかし、観念や命題の具体的な質的意味を離れて、概念間の結合はどのような効力をもつのであろうか。又、内容を取り去る抽象 (abstraction) の働きは、全く分析的にのみ非質的な形式的関係にかかわるのであろうか。ブロンデルは言う、「精神は虚空では (a vide) 機能しない。精神は総合的に活動することなしには機能しないのである⁽⁷⁾」。質的諸要素の心的総合こそが思惟の分析的手続きを支え、それを可能ならしめるのである。

「一切の論理的過程の根底に、異質的諸要素を関連づける働きがある。精神の活動において、純粹に分析的な如何なるものも存在しない。何故かと言えば、究極的には、常に行為 (in acte) があり、常に創意ある構成的な精神の主導性があり、常に総合があるからである。そして、或る仕方では創造的なかかる構成の働きの内に、先行し内在し後続するその作用によって、思惟と生の諸々の創造 (Les creations) を支配する統制的法則を発見しなければならないのである」⁽¹⁾。

勿論、このように言うことによって、ブロンデルは形式的論理の分析的特質を否定しようとするのではない。かかる論理の典型である三段論法推理 (syllogisme) における二前提とそれから導出される帰結命題との関係は、まぎれもなく分析的である。概念や判断に関しても事情は同様である。或る主語が定立されることによって、そこから、帰属〔述語づけ〕(attribution) の分析的関係が必然的に導き出されるのである。形式的である限りの論理が問題である場合には、矛盾の排除と分析的整合性〔首尾一貫性〕(coherence) が支配的である。このことを正當に認めたと、ブロンデルは更にそれ以上のものがあることを主張しようとするのである。それが一切の論理的思惟に内在し、その根底にある総合の働きにはかならないのである。

「演繹的分析を準備し、それを構成する精神のこの不可欠の働きは、疑いもなく、種的 (Spécifique) 特質ではなく、他の諸々の心的作用のクラスの内形式的思想を内包させる類的 (général) 特有性なのである」⁽¹⁾。ひとびとはこれまで論理学の発展の内に見出されてきた論理的諸形態の種的差異とそれらの特殊性に専ら注意を向けて、それらの基礎にある共通のものゝの究明を蔑ろにしてきたきらいがある。

要するに、ブロンデルが繰り返しを厭わず力説するのは、「純粹に形式的な論理は、…単に分析的な手続きとは別ものを内含することを示さねばならない」という点である。それは丁度、生物の種が、その特殊な性質の他に、共通の類的な根本的特質を内含せねばならないと同様である、とブロンデルは考えるのである。

ここで注目されねばならないのは、総合の働きが、常に、与えられたものには見出され得ない新たなものをもたらすことが主張されている点である。「このことは、ブロンデルの言う『プロスペクション』(prospection)の「回顧的反省」(retrospection)に対する優位、若しくは前者の独自の意義の問題に深く関わるが、この問題は後に改めて考察される必要がある⁽¹²⁾。ブロンデルが、分析の根底に総合があると主張する根拠もそこにあるのである。それは、分析を純粹に形式的に把握するか、若しくはそれをより深く考察するか、の違いに帰着する。ブロンデルは次のように論ずる。「概念を分析することによって、私は、それが含意すると思われる全てのものを導出する〔かに思われる〕。命題において述語づけの包含された関係を私が陳述する時、シロジスムにおいて連関する判断が相互に支え合う包摂の関係を私が必然的整合性の関係によって表明する時、私は何ら新たなものを導き入れてはおらず、この論理的進展の始まりにおいて既に含まれていたものを、〔単に〕繰り返した〔に過ぎない〕と思われるであろう。だが、事情は全く異なるのである。∴我々は演繹的分析がもたらす総合的進展 (le progrès synthétique) を認めなければならぬのである⁽¹³⁾」。

ここには微妙な問題が、或いは容易には理解し難いと言われるであろう問題が含まれているので、煩瑣を厭わずブロンデルの論述を再確認せねばならない。ブロンデルは次のように主張しようとするのである。我々が包摂 (inclusion)・述定 (attribution) 等の関係を措定する働き (l'acte) は、形式的観点においてさえ、新たな要素を構成するのである。それが諸観念を分離するのは、それらを自由に交流させて、それらの密接な連帯性 (l'intime solidarité) を示すためである。結合し総合する働きは、自発的生の不明瞭な深奥の内に含蓄されているものを顕在的に現出せしめ、それが、こうして薄明 (le pénombre) から引き出すものに、新たな、そして真なる現存 (existence) を賦与するのである⁽¹⁴⁾。

以上の如きブロンデルの見解を要約すれば、第一に、分析的論理の機能の起源及びそれが展開される仕方に関して、第二に、それが展開する内容に関して、専ら形式的である限りの分析的論理は、既に少なくとも含蓄的に、総合の働きを前提し、それに基づいている、ということである。我々は形式論理を静態的にのみ捉えてはならない。思惟の論理は本質的に力動的である。分析的思惟はその根本の動因を生ずる総合的力能の内にも有するのである。ブロンデルの言葉に従えば、その力能は「思惟をして自己自身に合致せしめる (s'égaler elle même) ために、そして、その含蓄の内容を判明に繰り広げるために、為された総合から為されるべき総合へと向かう」のである⁽¹⁵⁾。

勿論、ひとは、純粹に分析的な論理の総合的性格というブロンデルの主張に対しては、戸惑いを感じるであろう。けれども、我々は次の事実注目せねばならない。それは、形式論理の根本原理とされる矛盾の法則を定義づけるために、ひとは既に形式的な分析の枠を超えなければならぬ、ということである。即ち、「ひとは同一の事物について、同時に、又、同一の關係において、或ることを、肯定し且つ否定することは出来ない」〔傍点筆者〕という矛盾の法則の一般的定義を、時間性と特殊な観点から引き離して、理解することが出来るであろうか。恐らくひとは、ここではあくまでも具体的な次元からは独立のアプリオリな時間性と観点が問題になっている、と言うであろう。我々はこのアプリオリ性とは何かの議論に立ち入ることは出来ない。アプリオリ性、或いは先験性の問題は、ブロンデルにとって重要な意味をもっており、その点をめぐってブロンデルとカントとの關係が、例えば、ジュノーやデューメリーなどによって様々に論議されてきた⁽¹⁶⁾。この問題は当面差し置いて、ブロンデル自身の見解に立ち返ると、ブロンデルによれば、矛盾の法則が現実の事象の内には実現されないのは、その反証 (la contre-épreuve) が事実の内に同時に実現されないからであるが、それにも拘らず、我々が矛盾の法則によって必然的に支配されているのは、

如何なる理由によるのであろうか。矛盾の法則は、既に見てきたように、単に形式的なる思惟に対して支配的であることには尽くされない。それはより包括的に、より深く、我々の過ぎ去れる生、現在の生、そして来るべき未来の生の唯一にして全体的な問題に、言い換えれば、我々の生の使命（*La destinée*）の問題に根本的に関わるのである。ブロンデルは敢えて断言する。「これらの問いに、ひとは未だ嘗て答えたことはなく、これらの問いを立てることを思いつきさえしなかったのである。∴論理的問題を、それ〔論理的問題〕がその断片的側面に過ぎないより一層一般的な問題の内に統合することによって、我々はその〔根本の〕問いに答えなければならないのである」⁽¹⁷⁾。形式論理がその相対的独立性を有することは認められねばならない。しかし、ブロンデルによれば、ひとは異なった学の諸領域を余りにも絶対的に引離してしまったのである。「全てのもは互いに関連し合うのである（*Tout se tient.*）」。それ故、「生と実在と全体的決定論の〔互いに〕補正し合うリズムの内に、共通なるもの、一にして体系的なるものが存在することを、明らかにしなければならぬのである。ひとは〈全体の相の下に〉（*sub specie totius*）以外には何事も説明し〔得〕ないのである」。ブロンデルは、このような理由によって、思惟の分析的過程を、総合的で創造的なその全体的な展開に結び付けることが、本質的に重要であると考へるのである。

ところでこれまでに、我々はブロンデルの批判的考察を、「演繹的論理」の本質に関して検討して来た。ブロンデルは、この論攷において、引き続き、所謂「帰納論理」の批判的吟味をおこなう。けれども、帰納論理に関しては、ブロンデルの考察は、演繹論理の検討に比すれば、極めて簡略であり、不十分なままにとどまっている。そのことは、ブロンデルの意図が、主として前者に向けられていたことを示している。それ故、我々もここでは、ブロンデルの帰納論理批判については、その問題点を指摘するにとどめたい。簡単に言えば、ひとは、形式論理の実質的〔具体的〕適用可能性（*l'applicabilité*）を厳密に決定しなかったものであり、応用論理の可能性を学的に根拠づけなかった、とブロンデルは主張するのである。そのことは、ブロンデルの立場からすれば、帰納と演繹との間に断絶がある

ということであり、又、前者には、その論理的資格〔正当性〕が十分に認められておらず、実験的論理は経験的な方法論であるにとどまっているに過ぎない、と見做されたことを意味する。

しかし、我々は帰納論理にその正当な権利を認めなければならない。そのことを、必ずしもブロンデルとは同じ立場からではないが、ジュール・ラシュリエが彼の『帰納法の基礎』(Du Fondement de l'Induction, 1871.)において試みたのである。ここでは、ラシュリエの思想について論ずるいとまがないが、ラシュリエとブロンデルの思想的親近性は極めて明白である。一つの例証だけを挙げれば、ブロンデルが『行為』の最後の章において主題的に考察している普遍的決定論と動力因及び目的因の關係の問題、更には、思惟と自然の根底にある力動的統一 (l'unité dynamique) の問題は、ラシュリエが『心理学と形而上学』(1885.)⁽¹⁶⁾及び『帰納法の基礎』において論じている問題と密接に関連することは明らかである。

ラシュリエとの關係は改めて検討することにして、ブロンデル自身の見解に立ち返れば、要するに、異質的諸現象に統一をもたらすのは、総合的に結合する働きであり、かかる結合の絆を別にしては、帰納法の問題は、厳密に学的見地から、解決され得ない、とブロンデルは主張するのである。そして、その限りにおいて、帰納法論理と演繹論理とは、全く別の次元に属するのではなく、両者は同一の基礎に立脚しているのである。ブロンデルが具体的論理 (la logique concrète) と称するものは、この両者を包括するより一般的な論理にはかならない。しかしブロンデルはそれを思惟一般の論理としてのみ捉えようとするのではない。思惟と生とは不可分であり、共に活動的であることにおいて具体的であり得るのである。それ故、具体的論理は、思惟の論理をその一部とする行為の論理であり、最も広い意味における実践の論理でなければならない。

〔三〕

以上に見てきた『一般的論理の基本原理解』の論述は、従来の論理思想に対する批判的考察であるにとどまってお
り、ブロンデル自身の論理思想は未だ積極的には表明されていない。勿論、先にも述べたように、我々はそこに既
に、伝統的思想を超えようとするブロンデルの意欲的志向を十分に窺い知ることが出来る。けれども、新たな理念が
より具体的に述べられるに至るのは、『道徳の論理の基本的原理解』(1900)においてである。

そこで先ず、この論攷の内に表明されているブロンデルの根本的な論理思想を略述し、その上で、個々の問題点に
ついて、『行為』論との関連において、立ち入った検討を試みたい。この論攷における最も重要な論点は、矛盾の概
念と相反性(contrariété)の概念の区別と関係にあると思われる。その点を中心にして解明を試みなければなら
ない。

ブロンデルは次の問いから議論を進める。「観念の事実への導入、及び、事実の観念への導入は、如何なる意味
において、抽象的思惟の論理を変容せしめるのであろうか。∴、我々は、『両者の』交差する点に身を置き、(と言
うのも、結局の所、我々にとって、生きることは、思惟と行為の統一を実現することにあるのであるから、)道徳的生の
二側面を支配する弁証法の総体において、観念と働き〔行為〕の連带的で且つ〔それぞれの〕独自の展開を統べる基
本的原理を明らかにしなければならぬ」⁽²⁾。

第二にブロンデルは次の問いを立てる。「如何なる意味において、道徳的論理は、単に特殊な単純な原理を所有す
るのみならず、更に、一般的論理の〔解明の〕鍵を与えるのであろうか」。ここで、ブロンデルは、第二の問いに答
えるために、次の三点を考察する。第一は、我々の働き相互と我々の判断〔思惟〕そのものを我々の行動 (con-
duite) に結びつける事実の決定論 (le déterminisme) が明白で異論の余地が無いと思われるとすれば、かかる連関

(consequences) の連鎖を支配する(論理の種〔的形相〕) (l'espèce de logique) を的確に決定するのは、それだけ一層容易ではないのである。ブロンデルはその理由を次のように説明する。「何故かと言えば、事実の実質的〔具体的〕多様性を把握することが問題ではなく、それら相互を必然的に結びつける絆の統一を把握することが問題なのであるから」。

そうすると、我々の行為の実在的弁証法の可知的 (intelligible) 本性を明らかにすることが困難であるのは、如何なる理由によるのであろうか。ブロンデルはそれに次の三つの理由を挙げる。第一に、道德的事実は、同時に、精神的であり且つ自然的である、ということである。「最も純粹な、最も形式的な意図 (l'intention la plus pure, la plus formelle) でさえ、空に浮いたままであるのではない。それは、反省の働きを準備する有機的狀態からも、全ての注意作用を表し、若しくは構成する運動からも、決して引き離されないものである。∴それ故、一方、それが觀念であり、それがその道德性を形式的意図によって規定する限り、欲せられた行為は、その錨を引き上げ、一種のアコシステム (acosmisme) を目指し、合理的演繹の理念的領域へと向かうのである。∴だが他方、それが自然の内に具現されている限りにおいて、道德的事実は物理的・心理的諸力の歯車装置の内に取り込まれ、この無限の有機組織によって象られるのである。∴そして、合理的演繹のみに依存する代わりに∴、それは人間の生の内で進展するのである」。

ブロンデルはそこに、同時に、この世界に属し、且つそれを超えている、という道德性の不可思議な現象を見るのである。しかし不幸にも、そこから、哲学者達の間には、道德の觀念は論理の觀念を排除し、論理の觀念は道德の觀念を排除するという支配的通念、或いは道德的形式主義と道德的自然主義の対立という哲学史的図式が生まれたのである。ブロンデルの意図は、正しく、かかる偏見を斥けて、生と思维を共に根拠づけるより包括的な高次の立場を確立することにあつたのである。

人間の行為の実在的弁証法の可知的本性を明らかにすることの困難に関わるものとしてブロンデルが挙げている第

二点は、次の言明の内に表されている。「矛盾的なもの (la contradictoire) は事実の内には決して与えられない。それは不可能である。矛盾の原理の全ての意味は、実在的〔現実的〕なもの (le réel) が矛盾の原理に如何なる手掛りも与えないことを肯定する、ということである。…この原理が取り除かれても、与えられるものは〔それに関わりなく〕与えられるのである」。しかし、それは、あくまでも思惟の次元にとどまっている限りにおいてである。ところが、「若し道徳の目的が、個体的生の束の間の現れ〔現象〕 (les apparences fugitives) を存在の充実に与からしめることにあるとすれば、…その時、論理は〔事実と〕折り合わねばならぬ (il faut que la logique capitule)」。論理は諸事実が根源的な対立を含むことを認めるべく余儀無くされるのである⁽²²⁾。このようなブロンデルの言明の内に、我々は、ブロンデルに特有の言わば具体的で実践的な矛盾概念の考察を見て取ることが出来る、と考えるのである。しかし、その意味するところをよりよく理解するためには、更にブロンデルの論述をたどり、繰り返し述べたように、それを『行為』の最後の章との関連において吟味しなければならない。

先の問いの第三点は、論理と道徳は果たして対立的であるか否かの問題に帰着する。ひとは次のように言うであろう。「論理が存在するためには、撓み難い連結が、その諸連環を、自然が鑄造する必然性の法則に従って繰り広げなければならぬ。〔だが〕道徳が存在するためには、世界の内に自律的働きの独自の組み込みが、偶然性が存在せねばならず、人間の内に自由が存在せねばならない。そしてこのこのことは、論理と道徳とはそれぞれ別個の領域を有することを認めることであり、それは、一切が論理的決定論によって支配されることの否定にほかならない、と。ブロンデルはかかる主張に対して次のように反論する。「若し人間の一部分が彼の至高の統制の外に (en dehors de son contrôle souverain) あり、若し理論的生が彼の支配を脱するとすれば…、道徳は何ものにも値しないであろう。…〔他方〕若し論理の本質的諸法則が普遍的な支配権 (un empire universel) をもたないとすれば、論理も同様何ものにも値しないであろう⁽²³⁾」。そこにおいて我々は避け難い窮地に立たされるかに思われる。けれども、かかる

困難は、ひとが論理と道徳とを、それぞれ、既成のもの (Choses faites) として、思惟によって固定的に捉える、ということから生ずるのである。その限り、かかる困難を解決する道は見出され得ないであろう。しかし、論理と道徳の対立若しくは相剋は、「学において解決されねばならない。何故ならば、それは生においては解決されているのであるから」。

それでは、ブロンデルはどのような解決の方途を示そうとするのであろうか。それは生成論的 (génétiqne) 方法によってである。即ち、我々は、次の問いを立て、それに答えることを通して、先の困難を克服することが出来るであろう、とブロンデルは考えるのである。その問いとは、「如何にして我々は論理的真理を意識するのであろうか。それらの現実的〔実在的〕生成 (génération réelle) はどのようなものであろうか。如何にして、又、何故に、我々はそれらをそれらの生ける起源から分離するのであろうか。最後に、如何にしてそれらは、それらの生成 (génése) そのものに従って、行為に関連し、道徳的生に寄与するのであろうか」。

これらの問いに対して、ブロンデルは直接には答えを与えてはいない。けれども、この論攷の全体がそれに答えていると言い得るのであり、そしてそこに、我々は、ブロンデルが確立することを目指した具体的論理の構想を、或いは少なくともその問題提起の大胆にして且つ真摯な試みを、見出すことが出来ると考えるのである。

〔四〕

我々は以下にブロンデルの議論の核心に入らねばならない。ブロンデルが「矛盾の原理は事実の内にはない」と言う時、我々はこの言明を如何に解すべきか。言うまでもなく、同一の命題によって表される同一の事実が存在し、且つ存在しないということは、現実的には不可能である。しかしそれは、事実の生起の時空的に限定された現時点という制約の下にのみ認められねばならない。これに対して、ブロンデルがここで言う「矛盾の原理」は、思弁的観点に

おける形式的論理の矛盾律にほかならない。かかる法則が現実的生の力動的事実に適用され得ないことは、言うまでもない。矛盾の原理の反面である同一性の原理に關しても事情は同様である。「同一性の原理はアコスミック (acosmique) な原理であり、それは世界の内には実現されない」⁽²⁵⁾。

それでは、生の異質的な所与の内に、全ての認識の光であり、判明な意識の条件そのものである論理的決定 (determinations logiques) の体系を形成する諸概念、例えば矛盾的 (contradictoire)、相反的 (contraire)、相対的 (relatif)、他なるもの (autre) 等の概念は、何処から導入されるのであろうか。

ブロンデルは次のように主張する。我々がかかる論理的諸概念を所有し得るのは、簡略に言えば、我々が事物を變容することが出来ると全く自発的に確信するからである。言い換えれば、我々は、「現象を変化させ、それらを、決定され又は決定する我々の活動の諸要求に、多かれ少なかれ適合せしめる相対的能力」を有することに気付くからである。そしてかかる能力の意識、即ち、現実的〔實在的〕なもの (le réel) とは異なる或る可能なるもの (un possible) を思念し実現し得ることに気付くのは、アプリアリな啓示 (une révélation a priori) によつてではない。それは、我々の実践的主導性 (initiative pratique) を発現させることによつてである。つまり、我々が行為を發動せしめることによつて、言い換えれば、実践的立場に身を置くことによつて初めて、我々は、矛盾、相反等の論理性を、思弁的形式的ではなく、現実的に具体的に把握することが出来るのである。ブロンデルは言う、「若し我々が本源的諸傾向を、実践的諸要請をもたなければ、若し我々が無関心 (indifférent) であるとすれば、…我々は或るものが存在することに〔そしてそれが存在しないこととは相容れないことに〕、或る行為がなされたことに〔そしてそれが為されなかったこととは相容れないことに〕、気付かぬであらう」。かくして、我々の論理的生の最初の黎明 (la première aube de notre vie logique) が出現するのは、我々の論理的能力が自覚されるのは、我々の活動が行使されることによつてである。思惟と行為は不可分であり、その根底において一つに結びついているのであ

る。思惟が先立って行為を導くのではなく、或る種のプラグマティズムにおけるように、行為〔実践〕が思惟を根拠づけるのではない。ブロンデルの上述の見解は、一見すると、プラグマティックに解される恐れがあることは否定できないが、ブロンデル自身はつきりとかかる誤解を斥けるのである。⁽²⁶⁾ブロンデルの言う行為的実践的立場は、思惟の外にあるのではなく、思惟と共根源的であると言わねばならない。そこに又、行為と思惟の問題が、存在の問題に深く結びついている所以があるのである。

ブロンデルは「相反性」(contrariété) という概念を特に重要視する。それは、矛盾の概念が通常形式論理の意味に解されることに基づく思惟の抽象化と、思惟と行為の關係の対立的把握を斥けるために、より具体的意味において用いられ得る相反性の概念の検討が、具体的論理を確立するために不可欠であると考えられたからである。勿論、形式論理的には、相反性は、反対対當の關係を表すものとして、矛盾關係とは区別されねばならない。ブロンデルにおいて議論が錯綜しているのは、一方ではこの区別が認められながら、他方においては、両者の区別が必ずしも明確ではない、という点にある。例えば、矛盾について言われたのとはほぼ同様のことが、相反性についても述べられている。「相反性の觀念の原理そのものは、事物の内にあるのではなく、元来そして直接には、思弁的認識の内にあるのではなく、我々の活動の主観的決定の内にあるのである」。そうすると、対立 (opposition) の全く抽象的で類的概念は何に由来するのであろうか。ブロンデルは次のように説明する。我々に作用を及ぼす様々な現象や行為の多様な原理は、反省に対して自ずからにして「組織化〔体系化〕された一つの全体」(un tout systématisé) を形成するのである。それらの各々は、それら全てを包含しそれらを互いに拮抗する総合へと組織化する總体の觀念 ('l'idée d'ensemble) に、それぞれが固有の力を与えるのである。

このことは何を意味するか。それは、ブロンデルが繰り返し強調している全体〔普遍的なもの〕の優位と部分〔個別的なもの〕への全体〔普遍的なもの〕の内在という考え方である。⁽²⁷⁾しかしこのことが認められなければならないの

は、抽象的思弁的考察の次元においてではなく、それを包括する具体的な行為の次元においてである。相反性が問題になるのも、正しく、かかるデュナミックな実践の地平においてである。それは、論理を超えた地平ではなく、より深められた論理性を基礎とする具体的なる思惟の地平にほかならない。矛盾の問題も、ここにおいて、その形式性を超えて、生の具体的なる場内に位置づけられて、新たな意義を見出すことが期待されるのである。

〔五〕

我々は先に「相反性」のブロンデルにおける重要視について指摘したけれども、後に述べるように、「矛盾」と「存在」の密接な関連、及び、「行為の不可逆性」の問題を考える場合に、より深められた矛盾の概念こそが、ブロンデルの具体的論理の核心をなすのである。

前節に引き続いて、更に、本源的な矛盾に関して重要なことを付け加えれば、反省された行為は、事実の経験的に相対的なものに、論理的対立 (*les oppositions logiques*) の基礎となる独自の意味の堅固性 (*fixité*) を賦与するのである。言い換えれば、為し遂げられた行為に対する反省は、思弁的理論的対立をではなく、実践的に相反する〔相容れ得ぬ〕対立を揺るがし難いものとするのである。ブロンデルは言う、「我々は、我々が選び、欲し、為したものの内に、我々自身絶対的に身を置くのである」。そこに、矛盾と「行為の不可逆性」との密接な関連があるのである。⁽²⁸⁾

矛盾の概念が、他性、相反性、対立等の概念の基礎にある、と言われることの意味も、かかる観点から理解され得る。この点で、ブロンデルが、メヌ・ド・ピランの「反省的カテゴリー」(*les catégories réflexives*) の思想によって或る仕方で影響されたことは、否定出来ぬであらう。⁽²⁹⁾

上述のことに関連して指摘されねばならないのは、矛盾の問題が時間性の問題に深く関わっているという点である。ブロンデルは次のように述べる。「矛盾の概念を呼び起すのは何であらうか。それは、過去の取り返し得ぬこ

と (*l'irréparabilité du passé*) の感情である。矛盾の法則は未来には適用されない。…それは、思惟され、認識され、可能的である…限りの過去にはなく、今活動した〔行った〕 (*acté*) 限りの…過去に適用されるのである⁽⁸⁾。我々が実在的なもの〔現実的なもの〕の下に想定するかかる矛盾は、それ故、行為を担う我々の発意〔主導性〕 (*initiative*) に基づいて初めて、具体的に認められ得るのである。それは従って、我々の自由な選択が可能であり、事物が我々の働きによって別の様に (*autrement*) なり得ることを前提とする。

ブロンデルは、このような意味に解された矛盾の問題を、存在の問題と不可分に結びつける。「我々が存在 (*être*) と矛盾の観念を有するのは、我々の生の方向づけ (*l'orientation de notre vie*) と我々の存在への参入 (*no-
l'entrée dans l'être*) とがそれに依拠している二者択一 (*alternative*) を解決すべく我々がひそかに促されて
いる、という理由のみによるのである」。矛盾と存在の問題が深く関連するのは、矛盾の原理が、選ばれた在り方と選ばれずに排除された在り方とを対立せしめるけれども、そして両者は永遠に (*à jamais*) 相容れ得ないけれども、そのことによって、排除された在り方が無に帰するのではなく、あくまでも、選ばれた在り方に対立するものとして、選ばれた在り方から切り離され得ない、という理由によるのである。そこに、矛盾の原理の本源的で実在的な意味がある、とブロンデルは確信するのである⁽⁹⁾。

〔結び〕

我々は以上において、〔序〕で提示した問題、即ち、上述のブロンデルの具体的論理の思想が『行為』(1933)の最後の章及び結論の論述とどのような関連を有するかの問題について、或る種の回答を見出し得たと言えるであろう。即ち、「序」の引用を再び取り上げれば、ブロンデルは『行為』の「結論」において次のように述べている。「二重の真理が確証されねばならない。一方、行為の全ての可能な形式は、事実上、相容れ得る (*compatible*)」。

… 現実的なもの〔實在的なもの〕(le réel)の内には、矛盾し合うものは存在しない。〔そこには〕単に相反するもの(contraires)のみが存在するのである。… 他方、行為の様々なに相容れ得るこれらの形式の下に、矛盾の原理が発見されるのである。それが、事実 (le fait) そのものの内に権利 (le droit) を確保し、存在の意味について絶対的に決定を下すのである。こうして、両立可能性と排他性 (exclusion) の〔密接な関連の〕内に、矛盾の法則の深い意味が存するのである。… それが、現象の相対 (le relatif du phénomène) を廃棄することなく、現象の内に存在の絶対 (l'absolu de l'être) を導き入れるのである。ブロンデルはこのように述べた後に、『行為』の結語として、『生の眞の批判の意義は、表面的で仮初の逸脱の下に、行為のこの隠された論理 (cette logique cachée) を見出すことである。… 思惟の全ての法則、論理の全ての特殊な形式は、実践のこの具体的決定論の内に包括されるのである。… 行為の論理は部分的な一つの学問領域に属するものではない。それは、眞に、一般的論理学 (la logique générale)』その内に全ての他の諸学がそれらの基礎とそれらの協和を見出すところの〔眞に普遍的なる学としての〕一般的論理学である」ことを力説し、その確立が必然的に要請されねばならないことを強調している⁽²⁵⁾。かかる必然的要請に自ら答えようとしたのが、『一般的論理学の草案』(1894)であり、更にそれを具体的に肉付けして、具体的論理の構想を積極的に展開したのが、『道徳の論理の基本原理』(1900)であったのである。勿論、ブロンデルのかかる試みがおも一層究明されるべき多くの問題を含んでいることは認められなければならない。けれども、我々が注目すべきであるのは、ブロンデルが、行為について、その論理性を、哲学の根本の問いとして、あくことなく追求したということであり、そしてそのことによって、思惟若しくは認識と、実践若しくは行為との、対立或いは乖離ではなく、両者の独自の統一の方途を見出そうとしたという点である。そこにブロンデル思想の深い意義があると言ふことが出来るであらう。我々はこの論攷においては、ブロンデルの説く具体的論理の思想と、『行為』の最後の章及び『行為』の結論において論究されるべき課題として提示された問題との連関について、最も基本的な論点を示したに

過ぎない。この問題は、「思惟—存在—行為」の全体的連関についてのブロンデル思想の更に一層精緻なる検討を必要とするのである。

註

- (1) H・ブイヤール (Henri Bouillard) は《Archives de Philosophie》の「ブロンデル生誕百周年記念号 (1961)」において、彼自身の考証になる『行為』の最後の章の校訂版、及び、それに先立って書かれた一八九二年の草稿その他の関連するテキストを、詳細な注解を付して刊行し、それに加えて、この章が最初は省かれ、後に付加されるに至ったという、その間の込み入った事情について、綿密な論究を行っている。これらのブイヤールの精緻な仕事は、その後の全てのブロンデル研究者にとつて、看過し得ぬ重要な意義を有するものとして、高く評価されてゐる。
- (2) 《Ebauche de logique générale—Essai de Canonique générale—》(1894)。この論考は遺稿として《Revue de Méta-physique et de Morale, 1960》に掲載された。以下「Ebauche」と略記する。
- (3) 《Principe élémentaire d'une logique de la morale》(1900)。この論考は《Les premiers écrits... II,》に含まれてゐる。以下「Principe」と略記する。
- (4) ブイヤールは『ブロンデルとキリスト教』(1961)の第三章第一節「理論的認識と実践的認識」において、次のように二種の認識を区別する。「絶対的」選択 (l'option) に先行しそれに備える主観的認識は、一切の主体に普遍的に課せられる。「純粹に主観的と呼ばれるのは、精神の内的デユナミスムから不可避的に生ずるものであり、要するに、行為の論理である。それは真理の必然的認識である。(p.147)これに対して、實在の客観的認識と言われるものは、「真なるものの把握に實在的なものの全き所有を結合し、為されたもの内に在るものを取り入れる」のである。(p.148)
- (5) ブロンデルは表象と現前を次のように区別する。「第一のもの、即ち、必然的に問題を立て、普遍的秩序の…全貌を我々に手に入れさせる認識は、未だ主体における対象に過ぎない。…それはなお、人間の思惟の対象と彼の行為の条件が不可避的に實在的であるという観念の人間による産出に過ぎない」(l'Action, p.43)。「認識において必然的に欲せられたものが、自由欲せられる時から、…認識は以前には未だその表象しか持たなかつた存在 (l'être) を、今や現実的に自己の内に現前するものとしてなうに至り得るのである。単に対象の観念であつたものが、全き真理において、客観的確實性となり、現実的所

をいふの「*de se*」(ibid., p. 440.)。

- (6) Ebauche, *Prémotion*, p. 7.
- (7) Ebauche, *ibid.*
- (8) Ebauche, *Introduction*, p. 9.—p. 10
- (9) Ebauche, 1. —Le type de la logique formelle ou analytique, p. 10.
- (10) Ebauche, *ibid.*
- (11) Ebauche, p. 12.
- (12) J. パリアルは、『モーリス・ブロンデル或いはキリスト教的超出』(1950)において、ブロンデルにおける論理と生の、行為を媒介とする深い関わりについて、特にプロセスタイプな思维と反省的思维の関係をめぐって、次のように論じている。「活動する現在 (le présent agissant) が、未来と過去を分離する。一方に、可能なもの、純粹に抽象的な可能性ではなく、我々にして可能なもの、我々が為し得ることを表すものがある。他方に、不可能なもの、変えられ得ぬもの (l'inchangable)」、展開されたもの (le revolu)、『必然的に為し遂げられたもの (le nécessairement accompli) がある。可能性と不可能性の概念は、活動 (l'agir) の要求と条件のうち、前望的 (prospective) 思维に可能なもの、場を開き、反省的 (retrospective) 思维に対しては、それを閉じ、我々の内に取り消すことの出来ぬものを置くところの、二者択一 (alternative) の構造のうち、その源泉を有するのである。…道德的生の論理においては、我々の選択によつて除かれた項の排除 (exclusion) は、より深い意味で、或る種の包含 (inclusion) を許すのである。…我々は我々の犠牲 (sacrifice) によつて豊かにされ (新たなものを得) たのである。…選択を条件づけるプロセスタイプな次元における可能なるものの論理の下に、我々の精神的進展に、若しくは後退に寄与する所有 (possession) と喪失 (privation) の論理が存在するのである。概念的 (notionnel) 論理はその条件であり、一時的手段であるに過ぎなく」(p. 240-241)。
- (13) Ebauche, p. 12.
- (14) 判明な思维の基底に、「薄明」(le pénombre) 即ち、非顕在的な (implicite) 思维があり、それが思维の顕在的進展を可能ならしめるものであると共に、そこに又、我々の思维が本質的に「未完」(inachevée) である所以がある、とブロンデルは考えるのである。それがブロンデルの『agnition』の思想と言われるものである。このような考え方は晩年の『思维』論においてより顕著に表明されるようになるが、このブロンデルに特有の考え方については、パリアルが、前掲書の末尾に付加さ

れた論攷《A propos de l'idée d'agnition dans la philosophie de M. Blondel》において、ブロンデル哲学の核心をなすものとして、優れた理解を示している。〔関連して言えば、「生の反省としての思惟」というパリール自身に特有の哲学的立場は、師ブロンデルの上述の考え方を独自に展開させたもの、と云うことが出来るであらう。〕

(15) Ebauche, p. 13.

(16) ブロンデルとカントの関係については、ブライヤールとデュメリーとの間で、「唯一の必然的なもの」(l'unique nécessaire) 或いは別の言い方をすれば、「超自然的なもの」(le surnaturel) をブロンデルの『行為』論の内でのように意義づけるべきかをめぐって、活発な論争が交わされた。ここでは簡単に論点のみを示せば、ブライヤールにとっては、ブロンデルの語る「超自然的なもの」は二段階的に解されるべきである。ブロンデルが内在の方法によって現出せしめようとする実効的 (effectif) 意志作用は、信仰の内で営まれる顕在的 (explicit) 意志作用ではない。それは、哲学者達が予感してきたお不定なる超自然的なるものである。この、未だ特有にキリスト教的ではない極めて一般の意味に解された超自然的なるものは、全ての人間において意志的運動の始元にあり、この運動がその終極目標に達し得べきことを各人が望むならば、少なくとも潜在的に目指されるべき神的働きを表す。それはなお未決定であり、啓示から帰結すべきポジティブに決定された第二の超自然的なるものの受容に備えるのである。前者から後者への移行は分析的ではなく総合的である、とブライヤールは主張するのである。〔ブライヤール、『ブロンデルとキリスト教』(p. 67-131)〕

これに対してデュメリーは、ブロンデルにおいては唯一の超自然的なるもののみが存在する、と考える。哲学者は、神が超自然的目的を實在なものにすることを要求することは出来ない。何故ならば、神的賜物 (le don divin) は必然的にグラテニイト (gratuit) であることがアプリオリに認められるべきであるから。しかし哲学者は、如何なる自然的目的も究極的とは見做されるべきではないことを要求することは出来る。この意味で、形式的な超自然的なるものは無制約に必然的である。これに対して超自然的なものの人間の内への実効的現存 (la présence effective) は仮定的に必然的であるに過ぎない。前者はその可能性の条件である。要するに、ブロンデルの努力は超自然的なるものの觀念の「先驗的分析」(une analyse transcendente) に存した、とデュメリーは主張するのである。〔デュメリー、『行為の哲学における理性と宗教』(p. 33-83)〕

デュメリーは又、同書の「先驗的分析と具体的分析」の章 (p. 466-496) においても、ブロンデルとカントの関係について詳細な論究を行っている。これらの問題は別の機会に改めて立ち入って検討したい。

(17) Ebauche, p. 14.

(18) J・ラシユリエ (J. Lachelier) が『帰納法の基礎』(Du fondement de l'induction) (1871) におらうて論じている問題は、大筋において、ブロンデルが『行為』において取り上げられている問題に対応するのみならず、その論究もほぼ同一の視点に立脚していると思われる。そのことは、就中、帰納法が適用される経験の領域〔現象〕における動力因と目的因の關係の解明が、帰納法を基礎づけるために不可欠であると両者によって考えられたことに、明らかに示されている。ここでは若干の例証を挙げるにとどめる。ラシユリエは言う、「全ての現象は動力因の法則に従属する。何故かと言えは、この法則が、我々が宇宙の統一に帰し得る唯一の基礎であるからであり、逆にこの統一が思惟の可能性の至高の条件であるからである。更にこの動力因の法則は、現象についての我々の認識を可能にするのみならず、現象の客観的現存 (l'existence objective) について我々が与えることの出来る唯一の説明でもある」(p. 41.)。この客観的現存の問題こそ、ブロンデルが『行為』の付加された最後の章において主題的に論じているものなのである。「思惟の特有性は、その対象の現存 (existence) を…肯定することにある」。「しかし思惟は、現象の現存を構成する必然性の外では…無である」。かくして「我々がその中心を占める現象のこの世界において、思惟と現存 (existence) とは、『唯一の』普遍的で永遠なる必然性の二つの名にはかならぬのである」。ここにも我々はブロンデルの語る言葉とほぼ同一の表現を見出すことが出来る。更に次の言明が注目されるべきである。「現象の客観的現存がそれらの必然的連関に基づくことが知られた今、この系列 (série) の統一に、多数の運動を共通の目的へと収斂せしめる体系 (systeme) の統一を更に加えることは許されぬであろうか」。ここに正しく、ブロンデルが明らかにしようと試みた帰納法の基礎と考えられるべき、動力因の系列と目的因の体系のデュナミックな統一の問題の核心が存するのである。ラシユリエが「自然の全ての部分の相互的合致は、それらのそれぞれの、全体 (tout) への依拠からのみ帰結する」と言い、「それ故、自然においては、全体の觀念が諸部分の現存 (existence) に先行し、それを決定したのでなければならぬ」と言う時、ブロンデルとラシユリエの思想的類縁性は極めて明白である。この問題について両思想をより精緻に究明することも、我々の今後の課題である。

(19) 《Psychologie et métaphysique》(1865)。この著作は、『帰納法の基礎』と共に、ラシユリエの含蓄豊かな思想を表明している。主題は、意識の、特に知覚的意識の本質の心理学的考察から、存在の觀念の吟味に基づく形而上学的考察への移行の必然性を明らかにすることにある。それは分析から総合への転換にはかならず、そこにもブロンデルとラシユリエの深い関わりが明白に示されている。

- (20) Principe, p. 124.
- (21) Principe, p. 125.
- (22) Principe, p. 127.
- (23) Principe, p. 128.
- (24) Principe, *ibid.*
- (25) Principe, p. 129.
- (26) ブロンデル自身彼の説の「主意主義的」(volontariste) 解釈を断固として斥けて、次のように言う。「ひとは思い違ひに気付くべきである。欲することによって、恣意的意志が実在を我々の内に作り出したが故に、実在が自体的に存続せしめられる」というのではない。欲することによって、実在が…自体的に在るが故に、実在が我々の内に在らしめられるのである。意志のこの働きは実在を我々に依拠せしめるのではない。それは我々を「自体的に在る」実在に依拠せしめるのである」。
- (L' Action [1893], p. 440.)
- (27) H・デュメリーはブロンデルの哲学における「全体の優位」の考え方を特に力説する。「存在 (l'être)、それは全体 (le tout) である。存在は完全な体系に属する。全体との結合は、諸部分の価値を損なうどころか、その最も確固たる保証である。何故かと言えば、連結された環の總体を構成的統一のうちに保持するということば、念諸対象の全系列を、出発点以来既に現前していた終極目的の実在性に関与せしめる」(L' Action, p. 427.) ことであるから。…如何なる分離された実在も、それを根拠づける全体性 (la totalité) を排除するならば、存続し得ぬであろう。全体の不可欠の支えを認めるといふ事実は、特殊な諸対象からそれらの内的豊かさを奪い取るとうとうことを意味しなす」。(H. Duméry, La Philosophie de l' Action, p. 101.) 「存在は全体性のうちに存し、それを介して、諸対象の個別性のうちに存するのである。…全体と存在のかかると同一性は、規範学 (la normative) の脈絡において容易に理解される。各々の部分のうちに、全体は指導理念 (l'idée directrice) とし、又実現化的統一 (l'unité réalisatrice) とし、現前しつゝあるのである」(*ibid.*, p. 102.)
- (28) 「行為の不可逆性」について M・ジュオーは次のように述べている。「若し不可逆的なものが存在するとすれば、それは正しく、或る事が為されたということ、何事も行われなかつたかのように一切が過ぎ去るのではないということ、一言で表せば、道徳的経験のうさばには厳肅なるもの (du sérieux) が存在するということである」。(M. Juhaud, Le problème de l'être et l'expérience morale chez M. Blondel, 1970, p. 468.)

(29) ブロンデルは、既にリセ時代に (1878-1879)、哲学の教授 A・ベルトランによってメーヌ・ド・ピランの思想を学び取っており、その後一八八四年にエコール・ノルマルに入学してからは、ブロンデルの思想形成に深い影響を及ぼしたオレ・ラプリヌ (Ole-Laprune) に于けるデュランの『心理学の基礎についての試論』の講義を受け、就中「努力の理説」のうちに新たな探究の方向を見出した。『行為』(1893) には屢ピランへの言及が見られる。ブロンデルとピランの関係については、パリアーの『モーリス・ブロンデル、或いはキリスト教的超出』(p. 49-50)、サン・ジャンの『行為の生成』(Saint-Jean, *Genèse de l' Action*, 1965, p. 49-51) 等を参照。

(30) *Principe*, p. 131.

(31) ジュネオーはブロンデルにおける矛盾と存在の不可分の関係の意義について次のように言う。「存在と矛盾の観念はブロンデルにとっては極めて密接に関連しており、彼はこの論攷〔『道徳的生の論理…』〕では唯一の観念へと結合している。何故か。それは、矛盾が欠ければ、我々は何時までも現象のこの世界のうちにとどまってしまうことになるであろうから。そこではアンチノミーは事実上解消され、全ての事物は、限り無く異質的であるけれども、互いに融和しているのである。…それは、一言で表せば、存在について語られることなく、諾否《Oui ou Non》の問いを立てることも許されない世界である。だが、正しく、我々の使命 (*destinée*) を前にしての二者択一こそが、この《Oui ou Non》の問いを立てることを許すのみならず、立つるべく我々を強いるべきである。』(Jouhaud, *Le problème de l' être...*, p. 467.)

(32) *L, Action* (1893), p. 471.